

○国における具体的な取組み

大項目	中項目	対策	具体的な取組み		
			取組項目	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(予定)
若手の人材確保	(1) 建設労働者の処遇改善	適正な賃金水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共事業労務費調査に基づき、実勢を反映した適切な公共工事設計労務単価を設定</li> <li>○ 最新単価適用徹底等による適正な予定価格の設定</li> <li>○ あらゆる機会を通じた適正な賃金水準の確保の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定(令和5年2月)</li> <li>地方公共団体における「材料単価の設定状況」について、調査結果を「見える化」して公表(令和4年6月)</li> <li>・関係団体あてに「技能労働者への適正な賃金水準の確保について」を通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施</li> <li>継続して実施</li> <li>継続して実施</li> </ul>
		社会保険等加入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入札参加資格を社会保険等加入業者に限定</li> <li>○ 国土交通省直轄工事における社会保険加入対策の強化</li> <li>○ 標準見積書の活用推進</li> <li>○ 施工体制台帳での社会保険加入状況等を明記する運用の徹底</li> <li>○ 社会保険加入推進の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事公共標準請負契約約款にて、元請に対して、下請業者を社会保険加入企業に限定する旨を規定。</li> <li>・直轄工事においては4月1日以降に入札契約手続を開始した工事について、二次以下を含めた下請業者を社会保険等加入業者に限定。下請業者が社会保険等未加入業者である場合は、受注者に対し、30日の猶与期間内での加入指導を求め、期間内に入札確認書類が提出されなかった場合には、受注者(元請業者)に対して、違約罰(当該下請金額の5%)、指名停止及び工事成績評価の減点を実施。</li> <li>・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。</li> <li>・建設業社会保険推進・処遇改善四国地方連絡協議会において、活用推進にかかる取組を周知</li> <li>・継続して実施</li> <li>・改正建設業法施行により、施工体制台帳の記載項目として現場従事者加入状況を義務化。</li> <li>・改正建設業法施行により、許可要件化。</li> <li>・立入検査、講習会等で周知</li> <li>・県内市町村に向けて未加入業者の排除を働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施</li> <li>継続して実施</li> <li>継続して実施</li> <li>継続して実施</li> <li>継続して実施</li> </ul>
		ダンピング対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低入札価格調査制度等の未導入団体への導入の要請</li> <li>○ 入札金額の内訳書の提出の義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体におけるダンピング対策(低入札価格調査制度、最低制限価格制度)の取組状況について、「見える化」して公表(令和4年11月)</li> <li>・全ての工事において義務化を実施</li> <li>・関係機関あてに「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」を通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施</li> <li>継続して実施</li> </ul>
		週休2日制等休暇制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期設定を推進</li> <li>○ 週休2日制モデル工事を実施</li> <li>○ (一社)日本建設業連合会と連携した適正な工期等に係る相互のフォローアップ体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29.3.28国官技第336号「週休2日の推進に向けた適切な工期設定について」大臣官房技術調査課長から各地方整備局企画部長宛により、国債等の活用による工期の平準化、余裕期間制度の活用、準備・後片付け期間の見直し、工期設定支援システムの活用等により適切な工期設定に努めるよう通知。</li> <li>・H3.3.20国地契第69号、国官技第301号「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について」に基づき、週休2日を実施する工事の間接費率の補正係数を乗じ、発注者指定方式または、受注者希方式により実施する旨を通知。</li> <li>・原則、全ての工事を対象に発注者指定方式で発注</li> <li>・全工事統一休業日(第2土曜日)の設定</li> <li>・引き続き、フォローアップ会議を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施</li> <li>・完全週休2日達成証明書交付の取り組みを試行</li> <li>・全工事統一休業日(第2、第4土曜日)の設定</li> <li>継続して実施</li> </ul>
		働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施工時期の平準化の促進に向けた取組み</li> <li>○ 長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進に向けた支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債、翌債活用</li> <li>・四国品確協における目標設定</li> <li>・11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて、「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を実施(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施</li> <li>・「過重労働解消キャンペーン」の実施</li> <li>・働き方改革関連法の経過措置が終了し、令和6年4月から時間外・休日労働の上限規制が適用されるため、労働時間等説明会を実施</li> </ul>

○国における具体的な取組み

大項目	中項目	対策	具体的な取組み		
			取組項目	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(予定)
若手の人材確保	(1) 建設労働者の処遇改善	働き方改革の推進	○ 生産性向上を図りながら、労働時間短縮に取り組むための助成金の活用促進(働き方改革推進支援助成金)	・生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成(働き方改革推進支援助成金)を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を実施。	継続して実施
	(2) 建設労働者の労働環境の整備	現場の安全管理の推進(感染症対策を含む)	○ 国土交通省と厚生労働省が連携した労働災害防止に関する説明会の実施	・「建設工事における労働災害防止に関する説明会」を香川県で開催(令和4年12月) ・四国ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議を開催(令和5年3月)	継続して実施
			○ 立入検査や元下契約にかかる講習会等の実施による建設業法令遵守ガイドラインの周知徹底	・「建設業法令遵守講習会」を実施(令和4年11月-12月) ・令和4年度立入検査予定業者数 約40社 ・元請モニタリング調査を実施し、調査結果を公表(令和4年11月)	継続して実施
			○ 下請取引等実態調査により、元下間の安全経費の負担状況を把握し、立入検査時に指導	・大臣許可業者に対して立入検査を実施 ・四国4県の建設業担当部局と知事許可業者への合同立入検査を実施	継続して実施
			○ 建設関係団体を通じた「新型コロナウイルス感染症対策」に関する情報提供	・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(R3.512改訂/R2.514策定)普及広報	継続して実施
			○ 国土交通省と厚生労働省が連携した労働災害防止に関する説明会の実施	・「建設工事における労働災害防止に関する説明会」を四国地方整備局と連携し開催(11月、12月) ・四国ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議をWEB方式で開催(3月予定)	国土交通省と厚生労働省が連携した労働災害防止に関する説明会の実施
			○ 安全パトロール(6月及び7月1日～7月7日)の実施	・労働局、労働基準監督署において、木造家屋建築工事現場パトロールを建設業労働災害防止協会と合同実施(6月から3月) ・熱中症防止周知パトロール(8月)	安全パトロール(6月及び7月1日～7月7日)の実施
		○ 労働災害防止活動のための「全国安全週間」や「全国労働衛生週間」の周知広報	・「安全は 急がず焦らず怠らず」をスローガンに、安全活動の推進と労働災害防止に向けて、積極的な安全管理活動の実施を呼びかけ(令和4年7月全国安全週間) ・「香川産業安全衛生大会」をレクザムホールにおいて、3年ぶりに開催(令和4年7月5日) ・「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンに、労働衛生管理活動の推進と健康障害防止に向けて、積極的な労働衛生管理活動の実施を呼びかけ(令和4年10月全国労働衛生週間) ・「香川健康づくり推進セミナー」を穴吹学園ホールにおいて開催(令和4年10月6日) ・職場における感染防止対策について、労働局ホームページ「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」及びリーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう!」の配布による周知・啓発を実施	労働災害防止活動のための「全国安全週間」や「全国労働衛生週間」の周知広報	
		省力化・効率化等の推進	○ CIM、情報共有システム等の活用推進	情報共有システムの原則使用	継続して実施
			○ 三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更の改善の推進	・三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更協議会は継続して実施。	継続して実施
女性働きやすい労働環境の整備	○ 直轄工事で男女別のトイレ、更衣室等の設置を拡大	・「建設現場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」として、快適トイレの取組みを公表 ・直轄工事における建設現場において、快適トイレ(女性も活用しやすいトイレ)を原則化	継続して実施		

○国における具体的な取組み

大項目	中項目	対策	具体的な取組み			
			取組項目	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(予定)	
若手の 人材確保	(2) 建設労働者の労働環境の整備	女性が働きやすい労働環境の整備	○ 育児・介護休業法の周知及び履行確保	・育児・介護休業法が定める両立支援制度の内容について、会議等を活用し周知徹底を図るとともに、計画的に報告徴収を実施し、規定が法の水準を下回る場合やハラスメント対策が不十分な場合には助言・指導を実施。 ・改正法の内容については、各種会議、広報誌・局HPへの掲載、報告徴収等あらゆる機会を活用し、周知を図るとともに、改正法への対応状況を点検するためのチェックリストを作成、使用者団体を通じて周知を図った。	・引き続き、労使からの相談に適切に対応するとともに、各種会議、広報誌・局HPへの掲載、報告徴収の機会を活用し、両立支援制度の周知を図る。	
		イメージアップの推進	○ 国土交通省HP「建設現場へGO！」などを始めとする各種メディアを通じた情報発信の強化	継続して実施 ・四国建設業PR動画の作成	継続して実施	
			○ 未充足求人フォローアップや企業説明会・企業見学会の実施	・ハローワーク高松に設置した「人材確保対策コーナー」において、未充足求人フォローアップ支援メニューとして事業主が作成した「自社の強み」(PR版)を求職者に情報発信 ・多くの若者等が希望する「働きやすい職場づくり」等について、求人窓口等で事業主へ助言・指導を実施 ・建設分野を希望する雇用保険受給者の失業認定日を特定曜日(水曜日)に設定し、ミニ面接会、企業説明会等を実施 ・「職人育成塾」(厚生労働省委託事業)について、雇用保険受給説明会や個別の説明会を行い、さらに見学会を4回開催し、同塾への参加勧奨 ・最新のVR技術を活用した「小型移動式クレーンVR体験会」を開催し、建設業界に興味を持ってもらい、就労のきっかけを提供	継続して実施	
	(3) 建設産業への理解や関心の向上	関係機関間の連携の強化	○ 「香川県建設雇用改善推進対策会議」の開催	・業界団体及び四国地方整備局、香川県、香川労働局、公共職業安定所を構成員とする「香川建設雇用改善推進対策会議」を開催(令和4年11月) ・「香川県人材確保対策推進協議会 建設分野分科会」を同時に開催し、人材確保対策コーナー(高松所)での取り組みについて共有した。 ・建設雇用改善法に基づく第10次改善計画の周知及び県内の建設業の雇用状況、魅力ある職場づくり等について検討 ・CCUS普及促進のため、ハローワークや公共職業訓練施設利用者に対して周知を実施	継続して実施	
			女性の活躍の促進	○ 「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づく、総合的な施策の推進	「建設産業女性定着支援WEB」ホームページを公開。建設産業における女性定着支援の様々な取り組みを紹介(東京)	継続して実施
				○ 女性向けの総合ポータルサイトを創設	・既存のホームページを活用し、企業、団体等の活動や既存のコンテンツ等による情報発信。	継続して実施
	○ 建設マスターの女性推薦枠を活用した女性熟練技能者の顕彰	・全国で建設マスター5名、建設ジュニアマスター2名の女性を顕彰	継続して実施			
○ 女性活躍推進法に基づく行動計画策定方針の推進	・電話等での働きかけの結果、新たに行動計画の策定・届出等が義務付けられた事業主(労働者数101人~300人)すべてから行動計画の届出がなされた。 ・令和4年7月8日の省令改正により、労働者数301人以上の事業主に義務付けられた「男女の賃金の差異」の情報公表等について、対象となる事業主に改正内容の情報提供を行うとともに、企業担当者からの相談に対応している。	・引き続き、労使からの相談に適切に対応するとともに、各種会議、広報誌・局HPへの掲載、報告徴収の機会を活用し、男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の周知、履行確保を図る。 ・労働者数301人以上の事業主に義務付けられた「男女の賃金の差異」の情報公表等について、報告徴収等の実施により、その履行を確保するとともに、「男女の賃金の差異」は、男女の募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、差異の情報分析と情報公開を契機とした雇用管理改善及び女性の活躍推進に向けた取組を促していく。				
(4) 将来を見通すことができる環境整備	短期・中長期の公共事業見通しの確保	○ 地域の実情等に応じた発注見通しの統合・公表の実施	・四国地整ホームページにて中長期の発注見通しを公表	継続して実施		

○国における具体的な取組み

大項目	中項目	対策	具体的な取組み		
			取組項目	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(予定)
若手の 人材確保	(4) 将来を見通すことができる環境整備	公共事業の安定的・継続的確保	○ 債務負担行為の一層の活用	・平準化を進めるため継続して実施 ・事業加速円滑化国債の活用	継続して実施
			○ 公共事業予算の安定的・持続的な確保	・必要な予算を確保し、発注時期、施工時期の平準化を行い安定的な事業を実施 ・四国地方公共工物品質確保推進協議会にて「地域平準化率」の数値目標を策定	継続して実施
		○ 適正な利潤の確保を可能とする積算基準の見直し	・地方公共団体等あてに「公共工事の円滑な施工確保について」を通知	継続して実施	
		担い手確保の促進に向けた入札・契約制度の改善	○ 地域要件の適切な設定	・適切な地域要件等の設定を実施。	継続して実施
			○ 若手技術者・技能労働者の育成及び確保の状況を経営事項審査評価へ反映	経営事項審査の加点対象として、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況として、CCUSの活用状況を評価対象に	継続して実施
		生産性の向上	○ i-Constructionの推進	・i-Con普及広報、工事での採用 ・「四国地方整備局インフラDX推進本部会議」を設置し、推進体制を構築 ・インフラDXモデル工事の実施(現場見学会の開催)	継続して実施
			○ 工事現場の技術者に関する規制を合理化	監理技術制度運用マニュアルを改正し、同一工事と見なせる範囲の合理化及び技術者途中交代の条件を見直しして合理的な範囲で柔軟な交代を可能に(令和5年1月)	継続して実施
若手の 人材育成	(1) 職業訓練の充実・活用の促進	教育・訓練機関の見直し	○ 富士教育訓練センター等、地域の核となる教育訓練機関の連携強化	・平成28年10月に開校した職人育成塾の取組を、地域建設産業活性化支援事業(重点支援メニューのうちステップアップ支援)支援案件及び技能労働者の戦略的確保・育成支援事業に選定	継続して実施
		建設産業と他機関との連携強化	○ 職業訓練から就職支援までをパッケージとして実施する「建設労働者育成支援事業」の実施	・香川県では、(一社)職人育成塾が旧塩江小学校内で内装職人を育成するため、建設産業団体等と連携し講習を実施	
	(2) 社内教育の促進	安全教育への支援	○ 安全教育等の講習会受講費用に対する助成	・人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)として、中小建設事業主等が行う建設労働者の雇用の改善、技能の向上に関する取組として、労働安全衛生法で定める特別教育及び労働安全衛生法に基づく安全衛生教育、教習及び技能講習を建設労働者に受講させた事業主等に助成(経費助成・賃金助成・生産性向上助成は年齢・雇用保険被保険者人数により異なる。1つの受講で1人につき、経費助成は上限10万円、賃金助成は上限20日となる。生産性向上助成は、賃金助成の上乗せとして支給)	継続して実施(ただし、生産性向上助成は廃止し、賃金向上助成・資格等手当助成となる予定)
		OJTへの支援	○ 「人材開発支援助成金」等のOJT支援の助成制度の実施	・労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的知識、技能の習得をさせるための職業訓練を計画に沿って実施した事業主等を、人材開発支援助成金によってOJT支援も含め助成	継続して実施
			○ OFF-JT訓練については、人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース)として助成(人材開発支援助成金(特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コース)のいずれかのコースの支給を受けていること)(1日あたり日額3,800円の上乗せ。生産性向上助成あり1日あたり日額1,000円)	・OFF-JT訓練については、人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース)として助成(人材開発支援助成金(特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コース)のいずれかのコースの支給を受けていること)(1日あたり日額3,800円の上乗せ。生産性向上助成あり1日あたり日額1,000円)	継続して実施(ただし、生産性向上助成は廃止し、賃金向上助成・資格等手当助成となる予定)
(3) 資格取得等キャリア形成の促進	資格取得への支援	○ 技術検定試験の実務経験要件の緩和等の実施	○ 資格取得に対する助成制度の実施	受検資格の見直し及び国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等について第一次検定の一部免除を閣議決定(令和4年11月)	現行の受検資格の見直し及び国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については第一次検定の一部免除を、令和6年4月から施行
				・教育訓練給付:自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への助成で、その内、専門実践教育訓練の講座を受講した場合、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額を給付(平成29年12月31日以前受講開始した場合には支払った経費の40%に相当する額を給付)	継続して実施
				更に、修了から1年以内に被保険者として雇用された場合等に教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付	

## ○国における具体的な取組み

大項目	中項目	対策	具体的な取組み		
			取組項目	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(予定)
若手の 人材育 成	(3) 資格取得等キャリア形成の促進	資格取得への支援		・建設労働者の雇用の改善、技能の向上のために、建設業法等で定める登録基幹技能者講習・技能検定のための事前講習を訓練実施機関等に委託して建設労働者に受講させた事業主等に対して、人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)として助成(経費助成・賃金助成・生産性向上助成は年齢・雇用保険被保険者人数により異なる。1つの受講で1人つき、経費助成は上限10万円、賃金助成は上限20日となる。生産性向上助成は、賃金助成の上乗せとして支給)	継続して実施(ただし、生産性向上助成は廃止し、賃金向上助成・資格等手当助成となる予定)
		技術者等への顕彰の実施	○ 若年技能者の新たな顕彰制度として「ジュニアマスター」の実施	・青年優秀施工者 土地・建設産業局長顕彰「建設ジュニアマスター」の実施	継続して実施
		建設技能労働者のキャリアアップ	○ 建設キャリアアップシステムの普及・活用	・第2回CCUS活用・普及促進ブロック別連絡会議を開催(令和4年7月) ・建設人材育成優良企業表彰の実施	継続して実施